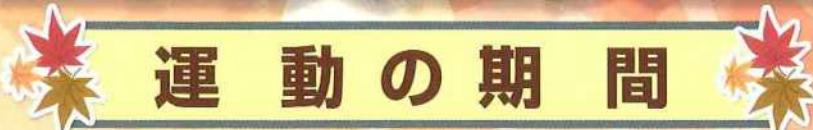


平成26年

秋の全国交通安全運動



9月21日日～9月30日火

9月30日火は「交通事故死ゼロを目指す日」です



運動の基本

「子供と高齢者の交通事故防止」

～思いやりと反射材で輝く近江路～

運動の重点

- ① 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- ② 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 飲酒運転の根絶



秋の全国交通安全運動
オープニング式開催！

滋賀県対策協議会では、9月19日(金)午前10時30分から、滋賀県警察本部正面玄関前において『オープニング式』を開催します。

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通政策課交通安全対策室 TEL.077(528)3682 ●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県交通政策課 検索

と、検索して下さい。



運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止 ～思いやりと反射材で輝く近江路～

運転者は

- 子供や高齢者の姿を見かけたら、その行動に気を配り、徐行または一時停止し進路を譲るなど、「思いやり、ゆずり合いの運転」をしましょう。
- 70歳以上の高齢運転者は、「高齢運転者標識」を付けましょう。



家庭では

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材用品の活用や明るい服を着用しましょう。

地域・職域などでは

- 子供や高齢者を守る「思いやり、ゆずり合いの運転」を呼びかけましょう。
- 道路の安全点検や、子供や高齢者の保護誘導活動を行いましょう。
- 家族みんなで参加出来る、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。



運動の重点

①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止 ～特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底～

歩行者、自転車利用者は

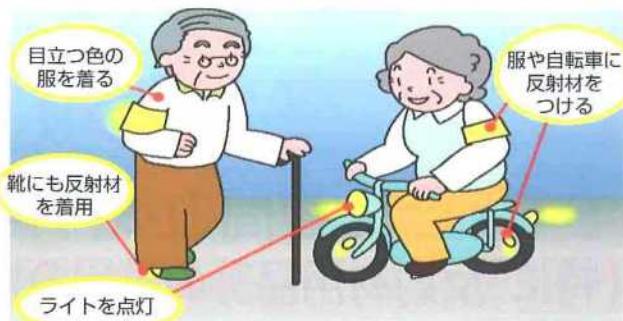
- 夕暮れ時や夜間は、自動車から見えにくいので、反射材の活用や明るい色の服を着用しましょう。
- 道路を横断するときは、必ず一度止まりしっかり安全確認をしましょう。

自転車利用者は

- 「自転車は車の仲間」ことを認識し、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



自動車運転者は

- 薄暗くなったら早めにライトを点灯しましょう。
- 交差点では確実に安全確認をしましょう。
- 前照灯は上向き(ハイビーム)が基本です。対向車や先行車両など、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは下向きで、それ以外は上向きで、こまめにライトを切り替えて運転しましょう。

夕方の「前照灯早め点灯」と夜間の「ハイビーム切替え」!



よく見える！

夜間ハイビームに切替えると…

- ・前方を遠くまで確認しやすい。
- ・歩行者、自転車などを早く発見できる。

夕方、前照灯を点灯すると…

- ・周りの自転車、歩行者からよく見える。
- ・歩行者、自転車などに車の接近を知らせることができ。



※注意※ ただし、前車や対向車、その他交通の妨げになるときは、ロービームに戻してください。

②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



～シートベルトは命綱～

運転者は

- 車に乗ればまずシートベルト、チャイルドシートを着用する習慣を身につけましょう。
- 少しの距離でも必ず着用しましょう。
- 前席はもちろん、後部座席もシートベルト着用を徹底しましょう。
- 6歳未満の子供にはチャイルドシートを正しく使用させましょう。

チャイルドシートは、主に3種類

体格に応じたチャイルドシートを正しく取り付け使用しましょう



乳児用(新生児から1歳ころ)
体重概ね10kg未満

幼児用(1歳～4歳ころ)
体重9～18kg以下

児童用(4歳～10歳ころ)
体重15～36kg以下

家庭では

- 車で外出の際、シートベルト、チャイルドシートの着用について「ひと声」かけましょう。
- なぜシートベルト、チャイルドシートを着用するのか、効果や必要性について家庭で話し合いましょう。

地域・職域などでは

- シートベルト、チャイルドシートの必要性や効果についての周知を図る交通安全教室を積極的に開催しましょう。

③飲酒運転の根絶

運転者は

- 「飲酒運転3ない運動」を実践しましょう。



飲酒運転「しない。させない。許さない。」

飲酒運転を容認、助長する行為も処罰の対象になります。

- 車を運転するおそれのある者に車両等を提供
- 車を運転するおそれのある者に酒類を提供
- 飲酒運転の車に同乗

家庭では

- 車を運転する家族には、お酒をすすめてはいけません。
- 飲酒運転の悪質・危険性、飲酒運転事故の悲惨さについて家族で話し合いましょう。

地域・職域などでは

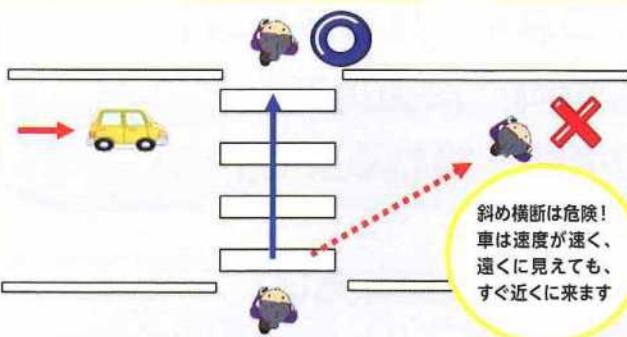
- 朝礼などで、飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さについて話し合いましょう。
- 「ハンドルキーパー運動」に積極的に参加しましょう。



	点数	罰則
酒酔い運転	35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	25	3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
	0.25以上 0.15以上 0.25未満	

※上記0.25および0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)

危険ドラッグ使用の運転厳禁！



歩行者事故の半数以上は、横断中。
斜め横断が危険！

危険ドラッグの吸引が原因の交通事故が社会問題化しています。

危険ドラッグの使用は、法律で厳しく規制されているだけでなく、心身に大きな影響を与え、重大な交通事故に直結します。



危険ドラッグは絶対に使用しない！

平成27年度使用

滋賀県交通安全スローガン募集

募集期間 平成26年9月19日(金)～10月31日(金)

募集テーマ 県民みんなで、交通安全をすすめる雰囲気があふれる、滋賀県らしい特徴のあるもの。

応募資格 滋賀県に在住または勤務(通学)している方。
※作品は自作、未発表のものに限ります。

- 応募方法**
- 作品1点につき、はがき1枚を使用して下さい。
 - 作品が多数の場合、はがき大の紙1枚につき1点の作品を記入し、まとめて封書で送付いただいても結構です。
 - 郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を明記してください。
(学生・生徒の場合は学校名、学年)

審査 ○審査は滋賀県交通安全スローガン選考審査会において行い、優秀作品を選出します。

発表等 ○26年度末までに直接入賞者に通知し、粗品を進呈します。
○入賞作品は平成27年度の県内の交通安全総ぐるみ運動の行事等に使用します。
○入賞作品の著作権は主催者に帰属します。

応募先 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁交通政策課内
滋賀県交通対策協議会事務局 TEL077-528-3682

「自転車シミュレーター」があなたの町に出張します！

事業所・自治会・子ども会などの交通安全講習会に「自転車シミュレーター」と講師が出張します。

「自転車シミュレーター」は、模擬自転車とモニター画面を使って、自転車の危険を体験しながら自転車の安全な乗り方を学ぶ体験装置です。

お問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県交通安全協会
TEL 077-585-2750



平成26年度 滋賀県交通安全スローガン

「近江路を 笑顔でつなぐ 無事故の輪」
「自転車も 立派な車両 意識持て」
「待ってます 君の横断 終わるまで」

**運動期間中の
交通安全強調日**

- 25日** 近江路交通マナーアップ啓発日
- 26日** 飲酒運転根絶啓発日、飲酒運転について考える日
- 30日** 交通事故死ゼロを目指す日